

大東子保第324号
令和2年5月22日

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

保育所等における臨時休園の終了及び登園の自粛について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る本市の対応等にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、令和2年5月21日に大阪府域における緊急事態宣言が解除されたことにかんがみ、保育所等につきましては、**令和2年5月24日(日)をもちまして臨時休園を終了し、令和2年5月25日(月)から開園することとしましたので、お知らせいたします。**

また、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対応を取る必要があることから、**令和2年5月25日(月)から6月7日(日)までの間につきましては、保護者の皆さまに対し、下記のとおり保育所等への登園の自粛を要請することとしましたので、お知らせいたします。**

保護者の皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 登園の自粛について

(1) 就労又は就学に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 仕事や学校等が休みの日は登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(2) 求職活動に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 自宅を離れての求職活動を実施しない日は登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(3) 育児休業に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(4) 上記以外の要件で保育所等を利用されている場合(妊娠・出産、疾病など)

⇒ ご家庭の事情に応じて検討を行っていただき、可能な限り登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

【裏面あり】

2. 登園の自粛の要請期間について

令和2年5月25日（月）から令和2年6月7日（日）まで

※上記期間につきましては、本市における新型コロナウイルスの発生状況などにより変更する場合があります。

3. お子さまの発熱時等に係る対応について

お子さまに発熱や呼吸器症状がある場合には、厚生労働省からの通知に基づき、保育所等の利用をお断りする場合があります。

また、過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、同様に保育所等の利用をお断りする場合があります。

4. 保育所等の臨時休園について

次のいずれかに該当する場合には、保育所等を臨時休園する場合がありますので、ご承知おきください。

(1) 在籍する保育所等の在籍児童や職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が確認された場合

⇒ 大阪府等と協議の上、当該保育所等を臨時休園とする場合があります。

(2) 大東市内の複数の保育所等の在籍児童や職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合

⇒ 大阪府等と協議の上、これらの保育所等に加え、感染者のいない保育所等についても臨時休園とする場合があります。

5. 令和2年6月8日（月）以降の対応予定について

(1) 令和2年6月8日（月）から6月14日（日）までの対応予定について

仕事が休みの日など家庭での保育が可能な日につきましては、できる限り家庭での保育に協力していただくようお願いする予定をしております。

(2) 令和2年6月15日（月）以降の対応予定について

通常保育を再開する予定をしております。

※上記の対応予定につきましては、本市における新型コロナウイルスの発生状況などにより変更する場合があります。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室
保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474